自然災害に備えた地域体制づくりの課題について

――専門職後見人である社会福祉士の視点から――

高橋英成 吉田守実

要旨

自然災害に備えた要支援者の支援体制を地域に構築するためには、「避難行動要支援者避難支援計画」を策定する市町村の行政の力ばかりではなく、地域住民の自助・互助の体制、福祉サービス供給で築かれた共助の体制を活用した連携が求められる。特に、判断能力が不十分な「災害時要配慮者」である被成年後見人等の支援体制の構築にあたっては、要配慮者として登録されてからの支援に繋がる様々な手続きの明瞭化、避難行動要支援者名簿の適切な運用に関する事前取り決めの必要性、地域の防災体制における支援体制整備の未熟さからくる成年後見人の位置づけ、さらには支援者である成年後見人等自身の安全確保の在り方が課題として明らかになった。

キーワード:自然災害対策 権利擁護 成年後見制度 地域福祉

1. はじめに

自然災害の脅威が年々高まっているなかで、 防災減災の備えは、地域社会の喫緊の課題と なっている。自然災害が発生した際には、一般 市民でさえも避難行動の困難が予想されるな かで、心身に障がいを抱えた人々の避難行動 の困難さは大きく、当事者やその家族が避難 を諦める状況すらある。

2013 (平成 25) 年に災害対策基本法が一部 改正されて以降、全国の市町村に避難行動要 支援者名簿の作成が義務付けられ、避難行動 要支援者の避難を支援するための「避難行動 要支援者避難支援計画」をすべての市町村が 策定することとなった。こうした行政の取り 組み(公助)と相まって、地域住民による自助・ 互助を中心とした避難活動ができる体制を、 災害発生前から整えておく必要が指摘されて いる。さらに、災害弱者と呼ばれる認知症や知 的障がいなどの判断能力が不十分な人々は、 公的機関や福祉サービスなどの社会的な支援 を得ながら、在宅もしくは福祉施設に入居し、 日常生活を送っている。そこには、地域住民に よる互助的なつながりとは違った公助・共助 (社会保険サービス)による体制が存在して おり、見守りや支援を受けている。

そうした公助・共助のサービスを利用する 一助として、認知症や知的障がいなどにより 判断能力が不十分な人々が、成年後見制度を 利用している。成年後見制度は、権利擁護の支 援の一つとして成年後見人等'が「財産管理」 「身上保護」の事務により、被成年後見人等' (以下、被後見人等という)の生活を支える仕 組みである。

成年後見人等は、司法書士や弁護士のほか 社会福祉士といった専門職後見人のほか、親 族後見人、市民後見人などが家庭裁判所から 選任される。被後見人等が成年後見制度を利 用する背景には、判断能力の問題だけでなく、 本人の代行者となる家族がいないなど身寄り が無い状態にあることが理由として挙げられ

¹ 本稿において、成年後見人等とは、法定の成年後見人、保 佐人、補助人のほか、任意後見人、市民後見人を指す。

² 本稿において、成年後見人等とは、被後見人、被保佐人、 被補助人を指す。

る。実際には、福祉や医療のサービスを利用している場合が多いため、社会的な孤立には至っていないものの、頻発する自然災害が発生した場合に備えた支援体制が課題とされている。自然災害発生時には、被後見人等が「災害時要配慮者」となることは、想定すべきことであるが、成年後見制度自体が災害発生を前提とした制度ではない。成年後見人等の日頃の活動の視点から、必要な支援体制とは何か、また自然災害発生時における成年後見人等の役割とは何かを明らかにしていく必要がある。

本稿は、現在の被後見人等を災害時要配慮者として捉え、取り巻く状況を概観し、被後見人等に対する自然災害対策の課題を明らかにしていく。また様々な自然災害は、被後見人等だけでなく、成年後見人等自身も被ることも想定されることから、自然災害で起こりうる課題を成年後見業務の視点からも捉えていく。よって本研究にあたっては、成年後見制度を運用する公助・共助(社会保険サービス)の体制と、成年後見人等として活動している社会福祉士の専門職後見人(等)を対象として調査を行なった。

2. 調査の概要

(1) 調査対象

甚大な被害をもたらした東日本大震災の被 災県である岩手県を調査の対象とし、岩手県 内で活動する社会福祉士のうち、専門職後見 人として活動している者を対象者に定めた。

また、家庭裁判所が社会福祉士を法定後見 人に選任するには、管轄地域の職能団体であ る都道府県の社会福祉士会に候補者の推薦依 頼をすることから、調査にあたっては、一般社 団法人岩手県社会福祉士会(以下、岩手県士会 という。)に協力を求めた。岩手県士会には成 年後見委員会「権利擁護センターぱあとなあ

(2) 調査目的

成年後見人の立場から、現在の被後見人等への支援体制の状況を確認し、自然災害に備えた体制づくりの課題を見出すことを目的とした。

(3) 倫理的配慮

本研究では、参加者に文書にて、研究内容、 自由意志による回答またその回答が撤回可能 であることを説明した。また、本研究の実施に あたり八戸学院大学・八戸学院大学短期大学 部研究倫理委員会の承認を得た(23-13)。

(4) 調查方法

調査の方法は、無記名の質問紙調査とし、自記式の回答用紙を郵送・返送、またはオンライン上での回答を選択可能とした。また研究への同意は返信及び回答をもって行うこととした。質問紙の配布にあたっては、会員の住所を調査者が知ることがないように、岩手県士会事務局より返信用封筒とともに発送し、調査者の所属機関に匿名で返信されるようにした。また、匿名で行うため、調査者と回答者の間に利益相反は無い。

(5) 調査内容

基本項目として、岩手県士会での所属地域 ブロック³の状況、被後見人等の安否確認の経 験有無、受任件数⁴の回答を求めたほか、被後 見人等の指定避難先に関する課題、被後見人 等の自治体への避難等行動要支援者登録に関 する課題、在宅および施設入所・入院のケース の受任状況、成年後見人の有事の備え、自然災 害への備え、被後見人等のための備え、岩手県 士会への提案に関して、自由記述での回答を 求めた。

(6) 調査結果

岩手」があり、成年後見人等として活動している会員または活動を希望する会員として所属する116名全員を対象に調査を行った。

³ 岩手県社会福祉士会では、県内を8つの地域ブロックに分けて、運営を行っているため、統計処理にあたっては、便宜的に地域ブロック区分をそのまま利用した。

⁴ 成年後見の類型である成年後見人、保佐人、補助人となっている件数であり、成年後見監督人は含まない。これらを総称して、成年後見人等という。

岩手県士会の成年後見委員会「権利擁護センターぱあとなあ岩手」会員 116 名に調査票を郵送し、回答があったのは 67 人(回答率 57.8%) であった。

岩手県士会の地域ブロックごとの受任状況は以下のとおりである。最も回答者が多かった地域は、盛岡ブロック29名(72.5%)で、次いで沿岸ブロック11名(50.0%)で、もともと会員数が多い地域ブロックが並んだ(表1)。

表1 回答者の内訳

ブロック	会員数	回答数	回答率
久慈	8	5	62.5%
気仙	6	3	50.0%
沿岸	22	11	50.0%
盛岡	40	29	72.5%
二戸	6	4	66.7%
両磐	6	3	50.0%
中部	18	8	44.4%
 胆江	10	4	40.0%

回答者を、三陸沿岸部と、それ以外の内陸部と で地理的に分類(図1)して集計してみると、 内陸部の回答者が多い結果となった(表2)。

図 1 地域ブロック (岩手県社会福祉士会)



表 2 三陸沿岸所属の回答数 (内陸との比較)

地域(ブロック)	会員数	回答数	回答率
三陸沿岸	36	19	52.8%
(久慈、気仙、沿岸)			
内陸(上記以外)	80	48	60.0%

三陸沿岸部は津波の被害も想定されるため、 分析にあたっては、自然災害の捉え方に、内陸 部の回答者との間で同様の認識とは言えない ことを留意しておきたい。

また、回答者の成年後見等の受任件数状況は、回答者が受任している被後見人等の 1 人あたり件数は、すべての類型(後見、保佐、補助)を含めた結果として、平均 3.6 件の受任、中央値は 2 件(最小値 0 件-最大値 29 件)、最頻値は 0 件の受任であった(表 3)。

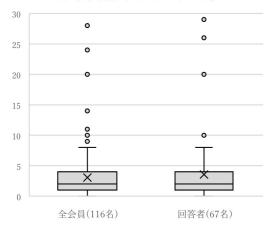
表 3 回答者の成年後見受任件数

N - HHH - M 1 2004E	-1124			
受任件数(会員1人あたり件数)				
平均	3.6 件			
中央値	2 件			
最頻値	0 件(受任無し)			
標準偏差	5.3			
最大値(1)	29 件			
最小値(1)	0 件			

※成年後見類型(後見、保佐、補助)すべての合計

回答者の受任状況は、受任件数のばらつきが大きく、現在は受任をしていない(0件)者も多く関心を持って回答したことと思われる。また、1名で20件以上を受任している回答者が3名おり、回答者の平均受任件数と中央値を大きく上回っている。(図2)

図2 受任件数 (一人あたり) の比較



この傾向は、調査対象の全会員の受任件数⁶ の分布と比べて見てもほぼ同様の分布を示している。

3. 結果

回答者が過去に、自然災害などで安否確認をしたことがあるか尋ねたところ、安否確認をしたことがあると回答した割合は、全体の16.4%であった(表 4)。

表 4 被後見人等の安否確認経験

経験	人数	%
ある	11	16.4%
ない	55	82.1%
無回答	1	1.5%

これは、被後見人等の多くが施設入所をしているため、在宅生活者が少ないことが影響しているものと思われる。専門職成年後見人等は、基本的に被後見人等と居所を別にしているため、安否確認は電話などの通信手段が使えない場合は、被後見人等の自宅もしくは入所施設に赴かなければできないことに留意したい。

「被後見人等の自然災害発生時の指定避難 先に関する課題」の回答のカテゴリ化では、避 難行動に関する「避難の判断」「避難の移動」 「避難先」と「成年後見人の意識」の4つにま

表 5 被後見人等の自然災害発生時の指定避難先に関する課題

衣 3 飲使兄人寺の	日然災害発生時の指定避難尤に関う	の課題
カテゴリ	回答	回答数
避難の判断	避難の判断をだれがするか	1
	在宅生活者へ避難指示を誰がする	1
	か	1
避難の移動	避難先までの移動手段	7
	災害により異なる避難先の確認	1
	被後見人の日中の場と住まいの場	
	で避難先が違うこと	1
避難先	福祉避難所が望ましい	1
	被後見人等への個別性に、指定避	-
	難先がどこまで対応できるか	5
	地域における日頃の互助意識	1
成年後見人の意識	入院先の病院、施設任せ	3
	後見人として対応できるか不安	1
	施設入居者の後見人等の役割が不	1
	明確	1
	考えた事がなかった	1

⁵ 比較した全会員のデータは、2023年2月時点でのもの。

とめられた(表5)。

最も多い回答は、「避難の移動」に関するもので、「避難先までの移動手段」が7件の回答で課題があるとした。具体的な特徴を示す例として、「津波の指定避難先は高台で、歩行不安定の被後見人が自発的に避難する事は困難。特に夜間は支援者の確保が難しく、大きな課題となっている」という回答があった。また、

「避難先」のカテゴリも課題が多く、「被後見人等への個別性に、指定避難先がどこまで対応できるか」に関する意見が5件あった。認知症や知的障がいより判断能力が十分でない被後見人に対し、避難した後も、避難先での状況を把握することが難しく、特性に応じた個別の適応も困難となることが予想される。

「被後見人等の避難行動要支援者登録に関する課題」では、登録から運用にあたり課題が挙げられた。挙げられた課題は、調査者により、3つのカテゴリに分類した(表6)。

表 6 被後見人等の避難行動要支援者登録に関する課題

カテゴリ	回答	件数
名簿登録手続き	被後見人が登録されているか	1
	支援者等の登録が困難	5
	要支援登録の手続きが不明	1
	補助・保佐類型は、本人の同	
	意だけでよいものか	1
	入所者は対象外であること	1
	自治体から登録された通知が	1
	ない	1
名簿の運用	名簿登録しても更新されてい	5
口 (ない	
	登録した後の具体的な流れを	1
	示すものがない	1
	登録した個人情報が自治会に	
	流れて不都合が起きないか	1
	登録が未だに進んでいない市	
	町村が多い	1
支援体制	支援してくれるか不明	1
	支援者やサポートする方も高	
	齢者であり負担が大変	1
	登録者に避難情報が伝わるの	1
	か不明	1
	登録者の自発的行動による危	1
	険性	1
	地域の地理的な状況に対応し	1
	た仕組みになっていない	•
	仕組みを後見人が理解してい	3
	ない	
	入院先に全て任せている状態	1

1つ目は、「名簿登録手続き」である。災害 時やそのおそれがある場合に、在宅の高齢者 や障がい者など、人の支援を受けないと避難 が困難な避難行動要支援者が、安全な場所に 避難するために、「避難行動要支援者名簿」を 自治体が作成しているものであり、避難支援 に有効な情報となり得る。しかし、「名簿登録 手続き」の段階で、すでに課題が多く挙げられ ている。

2 つ目は、「名簿の運用」である。名簿の運用にあたっては、登録した情報が更新され、個人情報が地域(自治会)に知られることによる被後見人等に不利益が生じる懸念があるなど、有効に機能していない現状から懐疑的な回答が寄せられている。

3 つ目は、「支援体制」である。今回の調査 では、被災を被後見人等のほかに、回答者であ る成年後見人等についても想定して質問をし た。成年後見人等は、個人もしくは法人で業務 を行うが、多くの場合は個人で行なっている。 そのため、個人が活動できなくなってしまう と、介護サービスの契約や支払いができず、被 後見人に不利益が生じるおそれがある。その ため、成年後見人は、自らの有事に備える必要 がある。

「在宅生活の被後見人等の支援体制」の有無被後見人等が在宅生活をしている成年後見人に有事があった際の支援体制の有無に関する質問では、「支援体制がない」という回答が67%(10件)と全体の半数を超えた結果となり、成年後見人等にも課題があることが明らかとなった(表7)。

表 7 成年後見人等が有事の支援体制の有無(在宅)

回答	件数	%
支援体制がある	5	33%
支援体制がない	10	67%

一方で、「支援体制がある」という回答が 33%あり、具体的な支援体制についても回答 が得られた。被後見人等が地域で暮らすなかで築かれたつながりが、「地域住民(自助・互助)」、「福祉事業者(共助)」、「生活保護行政(公助)」の中で生まれていることが明らかとなった(表8)。

表 8 成年後見人が有事の際の支援体制(在宅)

カテゴリ	回答
地域住民	田舎なので近隣の関係者に期待できる
(自助·互助)	民生委員の協力が得られる
福祉事業者	ケアマネジャーの協力が得られる
(共助)	障害サービスの相談支援事業所が、普段から本人
	_の安否確認をしている
	障害サービスの就労B、生活介護、訪問介護、短
	期入所事業所が日常的に関わっている
	利用サービス事業所が住居の隣りなので、災害時
	の対応を依頼している
生活保護行政	生活保護受給者なので、担当者の協力が得られる
(公助)	関係機関と共有する予定

また、日常の成年後見活動を通して、関係機関 との連携関係が築かれており、成年後見人等 に有事があっても、被後見人等を支援する体 制が維持できる示唆が得られた。

「施設入所の被後見人等の支援体制」の有無 成年後見人等の有事の際の、施設入所をし ている被後見人等の支援体制の有無について は、在宅の場合と同様に「支援体制がない」と する回答が56%(32件)と多かった(表9)。

表 9 成年後見人等が有事の支援体制の有無(施設入所)

回答	件数	%
支援体制がある	25	44%
支援体制がない	32	56%

「成年後見人等が有事の際の支援体制(施設入所)」をみると、被後見人等が施設入所(もしくは入院)している場合は、成年後見人に有事があったとしても、すでに災害時を想定した「施設で支援体制ができている(13件)」などとする回答が多く、事業所内および法人全体での支援体制が期待できることが明らかとなった(表10)。またカテゴリ「連絡体制」の項目が多いように、成年後見人が事業所の相談員等とふだんから連絡を図られていること

が窺えた。

表 10 成年後見人等が有事の支援体制(施設入所)

回答
弁護士との複数後見のため対応可能
施設で支援体制ができている(13件)
入院先の医療機関の判断により避難し、避難先を医
療機関から連絡される体制あり
日常的に受けている生活支援サービスに期待
法人内の関連事業所との連携
中核機関に受任状況を報告しており、万が一の場合
にも対応可能
_ ケースによっては、地域包括支援センターが支援して
くれる
相談員の個人携帯で連絡が取りあえる
入所施設、法人事務局との連絡体制がある
施設が親族の連絡先や後見人以外の関係機関の連
絡先を把握している
系列施設、居宅事業所等からの情報収集
援護の市町村担当者と入所施設の職員との連絡にて
対応する予定あり
避難所の確認、防災グッズの常備

最後に、「被後見人等のために、自然災害に備えていること」について、カテゴリに分類したところ、「連携」「連絡体制」「親族との関係」「情報収集」「合理的配慮」「マニュアル整備」「後見事務の工夫」「財産管理」「避難先の確認」「居所の変更」「気象への警戒」「BCP」「その他」に分けることができた(表 11)。

これらのなかで、「連携」「連絡体制」「親族 との関係」は、社会資源のつながりに関する回 答であり、被後見人等や後見人等を含めた関 係者の安否確認が基本であることが示唆され た。また、カテゴリ「BCP」では、入所施設者 においては自然災害に備えた計画が立てられ ている安心感がある一方で、「情報収集」のカ テゴリでは、「入所(入院)している施設(病 院)の自然災害リスクの確認」については、施 設自体がハザードマップで危険区域にあるな ど、施設に行く経路上に危険がある可能性へ の備えを示している。その意味では、カテゴリ 「居所の変更」にあるように、在宅地域が危険 区域にあるような場合は、移転を検討する必 要性を指摘している。さらにはカテゴリ「気象 への警戒」では、自然の猛威の中に酷暑が生命 を脅かす状況も指摘している。カテゴリ「合理 的配慮」では、判断能力が不十分な被後見人等 に、避難や防災減災について理解してもらう 難しさを指摘しており、本人の意思決定に基 づく避難行動ができるように、意思形成支援 の必要性を示唆している。カテゴリ「後見事務 の工夫」「財産管理」では、成年後見人等自身 が被災することを想定した回答であり、自然 災害が発生する前のふだんからの備えが必要 であることを指摘している。

表 11 被後見人等のために、自然災害に備えていること

カテゴリ連携	回答 普段から災害時の備えについて関係機関と協議して おく どの段階でどこに誰がどのように避難するか、入所施 設と情報共有 入所している施設との連絡体制の確認 施設の防災体制の確認 入院先の病院と災害時の確認を行う 支援体制の確認
理携	おく どの段階でどこに誰がどのように避難するか、入所施 設と情報共有 入所している施設との連絡体制の確認 施設の防災体制の確認 入院先の病院と災害時の確認を行う
	どの段階でどこに誰がどのように避難するか、入所施設と情報共有 入所している施設との連絡体制の確認 施設の防災体制の確認 入院先の病院と災害時の確認を行う
	設と情報共有 入所している施設との連絡体制の確認 施設の防災体制の確認 入院先の病院と災害時の確認を行う
	入所している施設との連絡体制の確認 施設の防災体制の確認 入院先の病院と災害時の確認を行う
	施設の防災体制の確認 入院先の病院と災害時の確認を行う
	入院先の病院と災害時の確認を行う
	支援体制の確認
	災害時の関係機関との役割について共有
	関係機関との有事(発災時)の体制構築
	居住地域の支援者の確認・確保
	在宅ケースの体制確認把握
`事幼 仕州	
連絡体制	施設利用者の安否確認の手段について
	入院中の病院への安否確認
	施設との連絡方法の確認
	ケアマネジャーや相談支援専門員とは携帯電話で繋
	がっておく
	後見人の安否に関して発信できるように、SNSを活用
	している
親族との関係	親族と連絡がとれるようにしている。関係性も良好を
NUNCC-> IXI PIC	維持する
情報収集	入所(入院)している施設(病院)の自然災害リスクの
用拟权来	
	確認
	災害情報メールへの登録やSNSでの市からの情報収
	集 ************************************
合理的配慮	自然災害時の対応の被後見人への説明
マニュアル整備	災害時対応のフローチャートを作成したい
後見事務の工夫	電話回線が停止するとオンライン機能も使用できなく
	なるのでUSB等に保存して、帳簿づけや活動記録な
	ど古典的な方法も残す
	関係する書類や通帳等いつでも持ち出せるようにし
	ておく
財産管理	預かりものは、災害に強い金庫に保管する。
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(銀行の貸金庫の活用)
	非常時に持ち出せる様に通帳、印鑑は1つにまとめ
	ている。
	被後見人等の通帳などの重要書類は、自宅に保管し
	ているが洪水ハザードマップの浸水区域でもあるの
	で、再検討する必要がある
	本人の財産管理等は施設に任せず、できるだけ2か
	所の金融機関に預けて管理している
避難先の確認	被後見人等の指定避難先の把握
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	停電に備えた対応を検討中
居所の変更	在宅生活に限界があるため施設入所を検討
気象への警戒	夏には熱中症警戒アラームが連日発令されており、
- H/W	新しい自然災害として暮し方が変わり室内環境(エア
	コン)、水分補給などが必要
BCP	ケアマネジャーや相談支援専門員、施設等でBCPを
DCF	
	策定されている 施設の防災計画・自主防災組織
	m 或 v ルカ 氷 計 凹・日 + Dカ 氷 組 織
	施設入所なので、被後見人様の生命や身の回りの事
	施設入所なので、被後見人様の生命や身の回りの事 柄は専門職に任せるしかない
	施設入所なので、被後見人様の生命や身の回りの事 柄は専門職に任せるしかない 施設入所中であり特に用意はしていない
	施設入所なので、被後見人様の生命や身の回りの事 柄は専門職に任せるしかない
その他	施設入所なので、被後見人様の生命や身の回りの事 柄は専門職に任せるしかない 施設入所中であり特に用意はしていない
その他	施設入所なので、被後見人様の生命や身の回りの事 柄は専門職に任せるしかない 施設入所中であり特に用意はしていない 施設入所しているので、特にありません

4. 考察

判断能力が不十分な人々の権利擁護を目的 とした成年後見制度は、消費者被害や人権の 侵害といった社会的な不利益が生じないよう にした法的な支援である。しかし、自然災害の 脅威は、ときに社会的な危険性を凌ぐものと なっている。またその危険性は、被後見人等ば かりではなく、成年後見人等の支援者にも及 ぶものであり、支援者自身も自衛の姿勢が求 められる脅威である。

今回の調査では、被後見人等および成年後 見人等のこれまでの自然災害時における行動 が浮かび上がってきた。また同時に、支援にお ける課題や疑問が明らかとなった。自然災害 の脅威は、被後見人等のみならず支援者らも 危険に晒された状態であるため、被後見人等 の身上保護は、介護サービス事業者や入院先 医療機関に任せておけばよいというものでは ない。また、挙げられた課題は、認知症や知的 障がいなどの、被後見人等の個別性に配慮し た避難行動の計画が必要であることを示唆し ている。避難行動の計画作成には、成年後見人 等やケアマネジャーといった支援者が関与し ながら、被後見人の心身の状態に応じた行動 や支援を組み立てていくことになる。最高裁 判所の調べによると、成年後見開始の理由で は、認知症が最も多く全体の約 63.2%を占め (次いで知的障がいが約9.4%、統合失調症が 約8.7%の順)、被後見人等の年齢は、男性は 80歳以上が最も多く、全体の約35.0%を占め、 次いで 70 歳代の約 28.2%、女性も 80 歳以上 が最も多く全体の約63.8%を占め、次いで70 歳代の約19.4%となっている1)。

認知症の高齢者が多い現状から、被後見人の心身を考えると、自力での避難行動は難しいと言える。避難における移動は、基本的に歩行が推奨されており、津波や洪水からの避難は、高台もしくは高層階に上がる垂直避難となる。しかし、高齢者という点だけを考えても、その移動には、支援が必要であり、指定避難先

を理解して目指す判断力が求められる。移動 だけを見ても支援が必要であり、事前の計画 が求められるところである。

高杉ら(2022)は、熊本地震での事例から、 災害時要配慮者は、「本人の医療情報を記載し た緊急時連絡カードの作成、自ら支援者を呼 ぶこと, 地域の支援者との関係づくりを行う こと」の必要性を示唆した²⁾。在宅生活者以外 にも、施設入所者の安全は確認すべきもので あり、基本的に入所している介護施設は、「BCP (業務継続計画)」を作成し業務を中断させな いように準備している。また、大雨による浸水 や土砂災害の発生による被害に備え、避難要 配慮者が利用する高齢者施設等では「避難確 保計画」を作成し、円滑かつ迅速な避難の確保 を図るために必要な事項を定めている。³⁾特 に、被後見人等が入所(入院)する施設が、ハ ザードマップで浸水想定地域などになってい るような場合は、入所している施設以外への 避難先に被後見人等が移動することが想定さ れる。

金井ら(2022)は、「大規模な高齢者施設に おいては、初動の避難確保計画のみではなく、 万が一にも、施設が被災して長期間使用不可 能になった場合に備えて、事業を継続する手 段の一つとして広域かつ複数個所への分散避 難を検討」4)することを示唆しており、分散避 難の際の避難により、被後見人等の所在が変 更になることが想定できる。そのため、成年後 見人等の「身上保護」の役割として、すでに計 画的に準備されている備蓄状況や施設設備と ともに、分散避難先も確認することが求めら れる。しかし、分散避難した先と連絡をとる手 段すら難しくなる状況も考えられるため、有 事の際の連絡方法の確保は重要である。こう した作成された避難計画のなかに、成年後見 人等の役割を明記することは必須であろう。 特に、非常事態となった環境下では、権利が侵 害されやすい状況となるため、被後見人等の 意思決定支援などが図られるよう求められる。 なお、避難計画の作成にあたり、国土交通省は、「施設職員や避難支援協力者が避難確保計画の内容をわかりやすく理解するためには、時系列に従って避難行動をとりまとめておく『タイムライン』を作成しておくことは「有効」であるとしている50。

また、成年後見人等は、被後見人等の安全は もとより、有事の際の成年後見人等自身の役 割分担や連携の在り方を確認する必要がある と思われる。災害時には、成年後見人等や医 療・介護サービス提供者といった支援者も被 災することが予想されるが、桑原(2022)は、 緊急事態下の成年後見人等の在り方について、 新型コロナ感染症対策を例に社会福祉士の立 場から、「もし感染しても成年後見活動の遅滞 を最小限にすることが重要である。そのため には、①所属している権利擁護センターぱあ となあへの連絡方法の確立、②受任している 被後見人への援助の代行方法等を準備してお かねばならない。具体的には、受任者リスト・ 支援記録・財産管理等の事務把握が行える書 面等の作成等である。このことはウィズコロ ナだけの課題ではない。」と述べている6。

想定外なことが起こりうるのが災害であり、その現場は日常生活の場である。そのため、日頃行なっている避難訓練や後見事務上の連携から、避難体制づくりは始まっているといえよう。また成年後見人等自身も、職制や背景は様々であるが誰しもが地域の構成員である。地域の地理や社会の状況などに日頃から関心を持ち、それぞれの所属機関と共に有事に備えた体制を築いておくなど、日常レベルから防災減災の視点を養っておく必要がある。

5. おわりに

本研究を社会福祉士の視点で始めたが、他の専門職後見人や、市民後見人、親族後見人といったさまざまな背景を持つ人々が受任しており、それは個人だけでなく、法人後見として行う場合もあり、多様な成年後見人等の背景

にも研究範囲を広めていきたい。今後の研究 課題としては、被後見人等にとって望ましい 災害支援の体制の具体像を明らかにしていく ことが挙げられるが、災害支援そのものが被 後見人等の意思決定を阻むパターナリズムに 陥らないよう注意して研究にあたりたい。

参考文献

- ・鵜沼憲晴「成年後見とソーシャルワーク: 意思決定に配慮した成年後見とその実現可能性」皇學館大学日本学論叢 Vol. 10 pp63-86 2020 年
- ・日田剛ほか 1 名「入所施設を利用している成年被後見人等 に求められる身上の保護とは 入所施設職員へのアンケー ト調査」九州保健福祉大学研究紀要 Vol. 21 pp37-45 2020年
- ・寺田麻佑ほか1名「ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究 一成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から一」EIP Vol. 70 No. 1 pp1-7 2015年
- ・鵜浦直子「ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究:成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から」社会福祉学 Vol. 51 No. 4 pp31-42 2011 年
- ・日本社会福祉士会地域包括ケア推進委員会「コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的研究」日本社会 福祉士会 2021年
- ・日本社会福祉士会「三訂 成年後見人実務マニュアル」中 央法規出版 2022年
- ・上山泰「専門職後見人と身上監護〔第3版〕」民事法研究 会 2015年

引用文献

- 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況: 令和4年1月~12月」2023年
- 2) 高杉友ほか7名「熊本地震における要配慮者に対する保 健医療・福祉分野の災害対応に関する課題と対策:質的 研究を通して」保健医療科学Vol.69 No.3 pp296-305 2020年
- 3) 「要配者利用施設における避難確保計画の作成・活用の

手引き(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)」国土 交通省 水管理・国土保全局 2022 年

- 4) 金井ほか4名「令和2年7月豪雨による芦北町の高齢者 施設における避難行動調査」自然災害科学 41 特別号 pp37-43 2022 年
- 5) 3) 再掲
- 6) 桑原一「コロナ禍における成年後見人身上保護実践」 高齢者のケアと行動科学 27 (0), pp13-20, 2022 年

執筆者紹介 (所属)

高橋 英成

八戸学院大学短期大学部 介護福祉学科 講師 吉田 守実

八戸学院大学健康医療学部人間健康学科教授